

今回の
紙面内容

新型コロナ対策特別号

- P1 会員事業所のみなさまへ
P2 持続化給付金・家賃支援給付金
P3 新しい生活様式への対応
P4 新型コロナ融資・補助金制度

～商工会窓口でのご相談におけるご協力のお願い～

商工会窓口で検温・アルコール消毒の実施にご協力をお願いしております。
また、当面の間、接触機会を最小限にさせていただく観点から次の方法、時間
による対応とさせていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。

●方法：原則予約制 時間帯：平日の午前9時～午後5時



テレワークやテイクアウトのイメージ

●新型コロナウイルス関連の相談対応（4/1～5/31）は次のとおりでした。

相談数 (延企業数)	相談区分				
	資金繰り	売上・受注減少	イベント中止 営業自粛	観光への影響	その他
177	61	70	11	2	33

■具体的な相談内容 ※同様の課題をお持ちの方、お気軽にご相談ください。

- 資金調達（無利子融資等） ○売上減少等に係る給付金 ○休業に関わる雇用調整助成金
○補助金申請に係る計画書作成 ○固定費支払猶予や家賃交渉 ほか

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナという。）が当地域のみならず社会全体に深刻な影響を及ぼしている中、事業者のみなさまは、感染防止を徹底しながらも活動を続けていく、いわゆる企業の「新しい生活様式」を実践していく必要があります。

これまで経験のない取組であり、大きなご不安を抱えながらの厳しい経営を余儀なくされることとなりますが、あらゆる方策を講じてこの困難を乗り越え、事業を継続させなければなりません。

その手立てとして、国・県・町の支援策を最大限に活用することはもとより、新型コロナによる行動や暮らし、仕事の仕方の大きな変化に伴う「需要の変化」をプラス思考で捉え、事業の展開に生かしていく視点や発想が重要となります。

この長丁場とも考えられる戦いを勝ち抜くために、商工会は事業者のみなさまを全力でサポートしていきます。どのようなことでもご相談ください。

事業者・地域が
一丸となって
新型コロナに打ち勝とう！



返済不要の「給付金等申請」をお忘れなく！（実施主体：経済産業省）

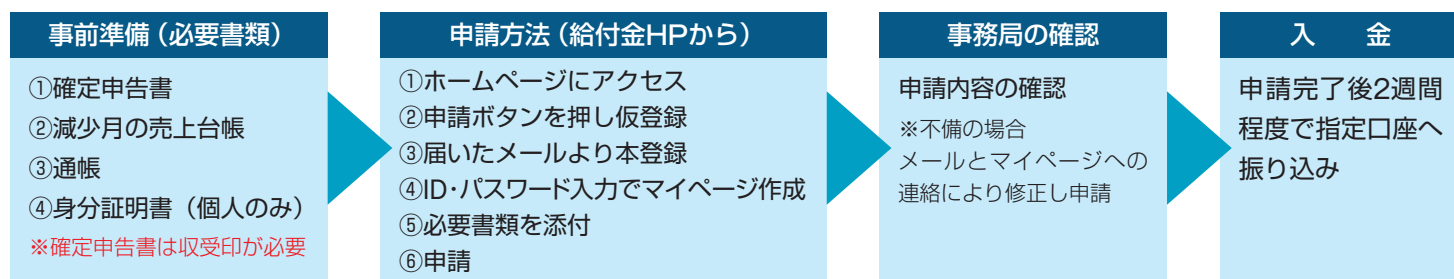
〈申請期間：令和2年5月1日～令和3年1月15日〉

新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給するものです。※1回限り



給付額	法人：上限200万円 ※NPO・医療・農業法人も対象	解説動画	個人事業主：上限100万円 ※フリーランスも対象	解説動画
要件	① 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）があること ② 2019年以前から事業による収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。 ※昨年度創業者も対象の特例ができました。 ③ 法人の場合は、①資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は②前記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下であること。			
売上減少分の 計算法	前年の総売上（事業収入）－（前年同月比 ▲ 50%月の売上）×12ヶ月			

■申請の流れ ※給付金ページ → <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

IP電話専用回線 **03-6831-0613**

受付時間 8:30～19:00 5月・6月（毎日）、7月から12月（土曜日を除く日曜日から金曜日）

■埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金について



■三芳町中小企業応援給付金について



家賃支援給付金の概要が閣議決定！

※6/5時点の情報



制度概要

本制度の創設・活用を通じて新型コロナによって大幅な減収に見舞われた事業者が家賃支援の取組を行うもの。

給付要件

※持続化給付金との併用も可能

下記対象者であって、5月～12月において、「単月の売上高が前年同月比で50%以上減少した」もしくは「3ヶ月の売上合計が昨年同期比に比べて30%以上減った」こと。

対象者

中堅企業・中小企業・小規模事業者・個人事業主等

給付額

毎月の家賃の2/3を年内6ヶ月間補助。
但し以下の上限があります。

中堅・中小・
小規模事業者

・毎月50万円 → 最大300万円
・2店舗以上毎月100万円 → 最大600万円

個人事業主

・毎月25万円 → 最大150万円
・2店舗以上毎月50万円 → 最大300万円

※上記、施策は国の第2次補正予算成立が前提となりますので、変更になる場合があります。

「新しい生活様式」に対応した経営とは



新型コロナとの共存の長期化に伴う「新しい生活様式」は、3密を避け感染しない、させないための行動や環境を整えることを求めています。みなさまは、業種ごとに示されているガイドラインを参考に感染防止策を進めると同時に「新しい生活様式」の実行に伴う売上の減少などの影響を回避するため、IT活用・業務拡大・業態転換などの取組を実行することにより、現在の環境下での売上確保と事業継続が求められます。その内容を確認します。

● 長期的な視点での感染防止対策の実行

新しい生活様式に対応した事業者の感染防止対策の基本は次のとおりです。



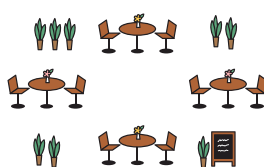
店舗・事務所の消毒の徹底
抗菌対応のドアノブ導入等



従業員のマスク着用
顧客との接触機会を削減



飛沫感染予防……真正面
応対を避け仕切り等を設置



密集が発生しない
レイアウト変更や入場制限

業種別感染防止策



業種別対策
ガイドライン

● 新しい生活様式に対応した取り組みの検討と実行 ※対応する施策は次ページに記載

持続的な売上確保のため、高価格商品の開発や経費削減、営業時間の見直しや業務効率化など、多様な取組を考え、実行することが求められています。推奨されている一部を紹介します。



同業他社との共同仕入
地域活動強化(在庫セール等)



移動販売・デリバリー・
テイクアウト販売、ネット販売開始



キャッシュレス決済導入
非対面完結のシステム構築



設備導入による自社製造力
強化、工程管理ツールの導入

その他

- ・新業種参入
- ・動画配信サービス
- ・昼食混雑回避割引の導入
- ・テレワーク向けスペース提供

● 商工会ホームページが新しくなりました! <<https://miyoshi-sci.com/>>

ホームページをリニューアルして公開しております。

※現在は再リニューアル中

また、商工会の行事予定は当面白紙となります。

新型コロナ関連施策はこちらから
ご確認いただくことができます。

山田会長のメッセージはこちらから
ご覧いただくことができます。



● 関係機関の情報掲示板 ※ハローワーク所沢様より

事業主の皆様へ

障害者を対象とした「就職面接会」求人募集のお願い

ハローワーク所沢(所沢公共職業安定所)では、多くの障害者の方々に働く場を提供し、職業を通しての自立を図るために「就職面接会」を開催いたします。ぜひ、この機会に求人募集と面接会へのご参加をお願いします。

■ 日 時: 令和2年10月15日(木) 13時~16時 ■ 場 所: 所沢市民文化センター ミューズ 展示室

問い合わせ先

ハローワーク所沢専門援助部門

● TEL 04-2992-8609 45#

● FAX 04-2992-2445

事業を守り、新たな取組を実現させるために融資や補助金を活用しましょう！

実質無利子となる融資制度を活用した資金調達

※6/5時点の情報

※新型コロナウイルス関連の融資制度が一定条件のもと実質無利子で利用可能となりました。



～利用件数が増加しております～

日本政策金融公庫（商工会の推薦が必要）

制度名	新型コロナウイルス対策マル経融資
-----	------------------

対象者	最近1ヶ月の売上高が前年か前々年同期と比較し5%以上減少している方 ※商工会の指導要件有
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	別枠1,000万円
返済期間	運転資金7年以内（据置3年以内） 設備資金10年以内（据置4年以内）
金利	1.21%より当初3年間は▲0.9%引き下げにより0.31%
特別利子補給制度	借入当初3年間（実質無利子）
特別利子補給制度要件	◎個人事業主：なし ◎法人事業主：売上15%減少
保証等	無担保、保証料・保証人ともに不要

～国の第二次補正予算成立で限度額が4000万に～

銀行・信用金庫・信用組合等

制度名	◎セーフティネット保証4号・5号 ◎危機関連保証
-----	-----------------------------

対象者	◎売上高▲5%の個人事業主 ◎売上高▲15%の中小・小規模事業者
資金使途	経営安定に必要な設備資金・運転資金 ※既存信用保証付き融資の借換え可
融資限度額	4,000万円
返済期間	10年以内（据置5年以内）
金利	当初3年間は0%
保証料	半額またはゼロ
保証人	一定要件を満たせば不要
担保	無担保
申込期間	R2年12月31日保証申込分まで（予定）
受付機関	県制度融資取扱金融機関

※ 対象要件を満たすと新制度により実質無利子融資への借換が可能です。上記以外にも実質無利子で利用できる融資がありますので詳しくは、商工会までお問合せください。

販売方法の多様化やIT導入等の補助金活用

※6/5時点の情報

※新型コロナウイルスの影響を乗り越えるための新しい生活様式に対応した取組の支援施策（複数回の締切有）。



小規模事業者持続化補助金

内容：販路開拓の取組を支援
対象者：小規模事業者等
補助額：上限50万
補助率：2/3、3/4

略称・ものづくり補助金

内容：新製品・サービス開発等を支援
対象者：中小・小規模事業者等
補助額：上限1,000万円
補助率：2/3（中小1/2）、3/4

IT導入補助金

内容：ITによる業務効率化を支援
対象者：中小・小規模事業者等
補助額：30～450万円
補助率：1/2、2/3、3/4

- ◎宅配・出前等を受注するためのウェブサイトを新設
- ◎移動販売を開始するためのバイク導入など

- ◎調達部品を内製化するために機械導入を行いたい
- ◎3Dプリンタを導入して職人技とデジタルの融合をしたい

- ◎在宅勤務を効率化するためのITツールを導入したい
- ◎RPA（自動化）ツールを導入して定型業務を自動化したい

※ これらの支援策には、「新型コロナ特別枠」等が設定されています。

【例】持続化補助金の場合、補助上限が100万円、事業再開枠50万円（定額10/10）、遡及適用など。

詳細やその他支援策は、三芳町商工会および県連合会のホームページをご覧ください。

商工会報

商工みよし

●発行／三芳町商工会 〒354-0041 埼玉県入間郡三芳町藤久保7232-2

●電話／049-274-1110(代) ●購読料(会費に含む) 4・7・10・1月発行 ●発行日／令和2年7月1日

2020

JULY

Vol.108

7